

高島町の給与・定員管理等について（平成29年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

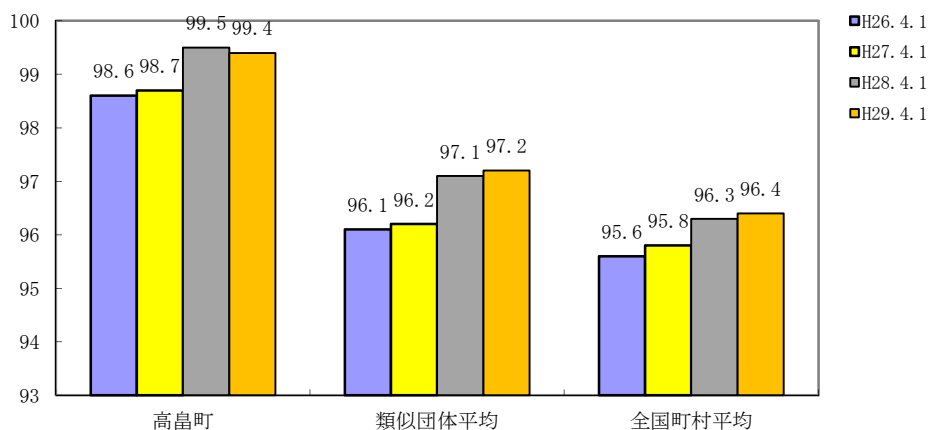
区分	住民基本台帳人口 (H29. 1. 1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 24,073	千円 10,940,950	千円 328,319	千円 1,675,785	% 15.3	% 15.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	179人	千円 689,170	千円 86,368	千円 270,548	千円 1,046,086	5,844千円	5,579千円

- (注) 1 職員手当には退職手当組合負担金を含みません
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数であり、特別職は含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には該当職員を含んでおりません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.1%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。技能労務職給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高島町	41.8歳	320,300円	361,683円	340,024円
山形県	44.1歳	342,900円	422,813円	369,281円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	41.1歳	305,645円	359,600円	332,666円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
高島町	53.3歳	19人	370,100円	394,348円	384,492円
うち学校給食員	52.7歳	12人	371,400円	393,400円	385,158円
うち用務員	54.8歳	6人	367,800円	387,866円	383,926円
うち自動車運転手	*****	***	*****	*****	*****
山形県	48.8歳	502人	336,800円	376,600円	356,400円
国	50.6歳	2,722人	286,833円	—	328,360円
類似団体	51.0歳	11人	277,643円	296,069円	287,755円

区 分	民 間			参 考			
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員 C	民間 D	C/D
高 島 町	—	—	—	—	—	—	—
うち学校給食員	調理師	40.5歳	228,000円	1.72	6,492,600円	3,036,100円	2.13
うち用務員	用務員	55.1歳	207,300円	1.87	6,439,592円	2,818,600円	2.28
うち自動車運転手	自家用乗用 自動車運転者	53.5歳	221,400円	****	*****	3,197,000円	***

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成26年～28年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しております。

(2) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

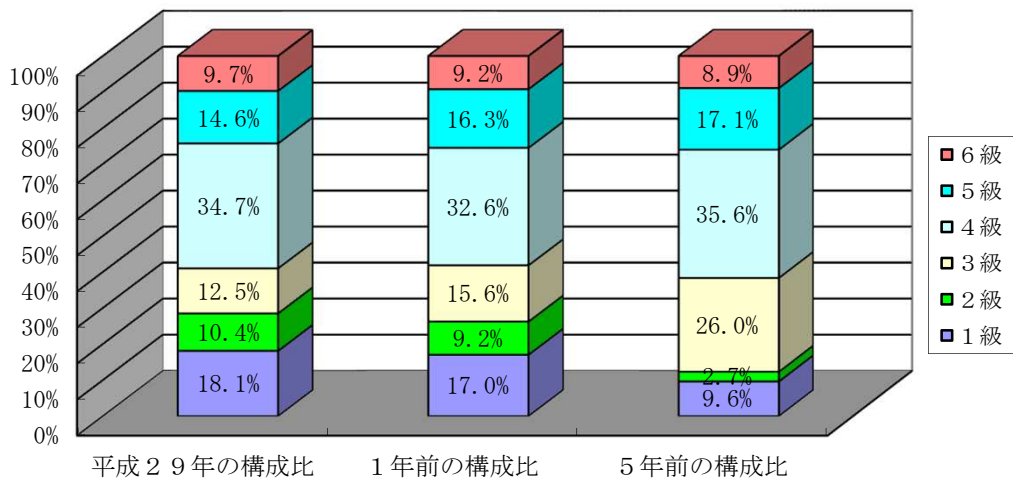
区 分		高島町	山形県	国
一般行政職	大 学 卒	178,200 円	182,100 円	178,200 円
	高 校 卒	146,100 円	149,300 円	146,100 円
技能労務職	高 校 卒	145,100 円	144,700 円	—
	中 学 卒	—	131,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	282,100 円	353,700 円	367,300 円	386,000 円
	高 校 卒	273,200 円	345,100 円	360,900 円	378,500 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）



区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	一号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補	26人	18.1%	141,600円	246,600円
2級	主事	15人	10.4%	191,700円	303,400円
3級	主任	18人	12.5%	227,900円	349,200円
4級	係長	50人	34.7%	261,100円	402,300円
5級	課長補佐	21人	14.6%	287,100円	396,200円
6級	課長	14人	9.7%	317,700円	414,400円
計		144人	100.0%		

(注) 1 高島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(2) 昇給への人事評価の活用状況（高島町）

平成29年度4月2日から平成30年度4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期	○		○		
	未定		未定		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 畠 町	山 形 県	国
1人当たり平均支給額 (平成28年度) 1,320 千円	1人当たり平均支給額 (平成28年度) 1,686 千円	1人当たり平均支給額 (平成28年度) - 千円
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.7月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.65月分 (1.40)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.7月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (高畠町)

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当 (平成29年4月1日現在)

高 畠 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年退職	(支給率)	自己都合	勸奨・定年退職
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	退職者なし	21,408千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
2 退職手当は、山形県市町村職員退職手当組合に加入しているため、当組合の支給率となります。

(3) 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
	%	人	%
	%	人	%

※平成29年度の支給対象職員はおりません。

(4) 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (28年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		0 円 ※	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)		0.0 %	
手当の種類 (手当数) (平成29年4月1日現在)		0 ※	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

※ 平成17年4月1日より税務手当、窓口勤務手当、社会教育業務手当、保育業務手当、出勤手当、用地交渉手当、分娩手当等の特殊勤務手当については支給凍結しております。
 なお、支給凍結している特殊勤務手当の記載は省略いたします。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	34,836 千円	※ 参議院議員選挙及び県知事選挙の時間外手当を含みます。
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	183 千円	
支給実績 (27年度決算)	29,604 千円	※ 町議会議員選挙の時間外手当を含みます。
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	161 千円	

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。) であり、短時間職員を含む。

(6) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	配偶者10,000円、子8,000円、父母等6,500円(職員に配偶者がいない場合、1人のみ子10,000円、父母等9,000円) 扶養親族たる子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同	—	18,000千円	206,899円
住居手当	借家 限度額 27,000円 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家又は持家に居住する場合は、上記の額の2分の1	同	—	3,440千円	215,000円
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000円/月 6箇月定期券等の価額により一括支給 自動車等の交通用具利用 通勤距離が片道2km以上である職員に支給 2km以上 4km未満 3,200円 4km以上 6km未満 4,800円 6km以上 8km未満 6,800円 8km以上 10km未満 8,700円 10km以上 12km未満 9,700円 12km以上 14km未満 11,500円 14km以上 16km未満 13,200円 16km以上 18km未満 14,300円 18km以上 20km未満 16,000円 20km以上 24km未満 17,600円 24km以上 40km未満 25,500円 40km以上 40,000円	異	交通用具利用限度額 31,600円	13,358千円	85,630円
管理職手当	課長職 58,000円 48,000円	異	—	9,065千円	604,320円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に正規の勤務時間中に勤務した職員 (支給額) 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	—	176千円	7,316円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員 (支給額) 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	—	0千円	0円
寒冷地手当	平成28年度支給額 (年額) 世帯主 扶養親族あり 89,000円 扶養親族なし 51,000円 その他の職員 36,800円	同	—	12,764千円	62,876円

5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	860,000円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	685,000円	890,000 円 / 414,500 円	730,000 円 / 522,900 円
報 酬	議 長	370,000円	445,000 円 / 271,000 円	
	副 議 長	310,000円	372,000 円 / 217,000 円	
	議 員	290,000円	340,000 円 / 202,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(28年度支給割合) 3.20 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(28年度支給割合) 3.20 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 860,000円×在職月数×0.567	(1期の手当額) 23,405,760円	(支給時期) (任期毎)
	副 町 長	685,000円×在職月数×0.331	10,883,280円	(任期毎)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

※ 退職手当は、山形県市町村職員退職手当組合に加入しているため、当組合の支給率となります。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

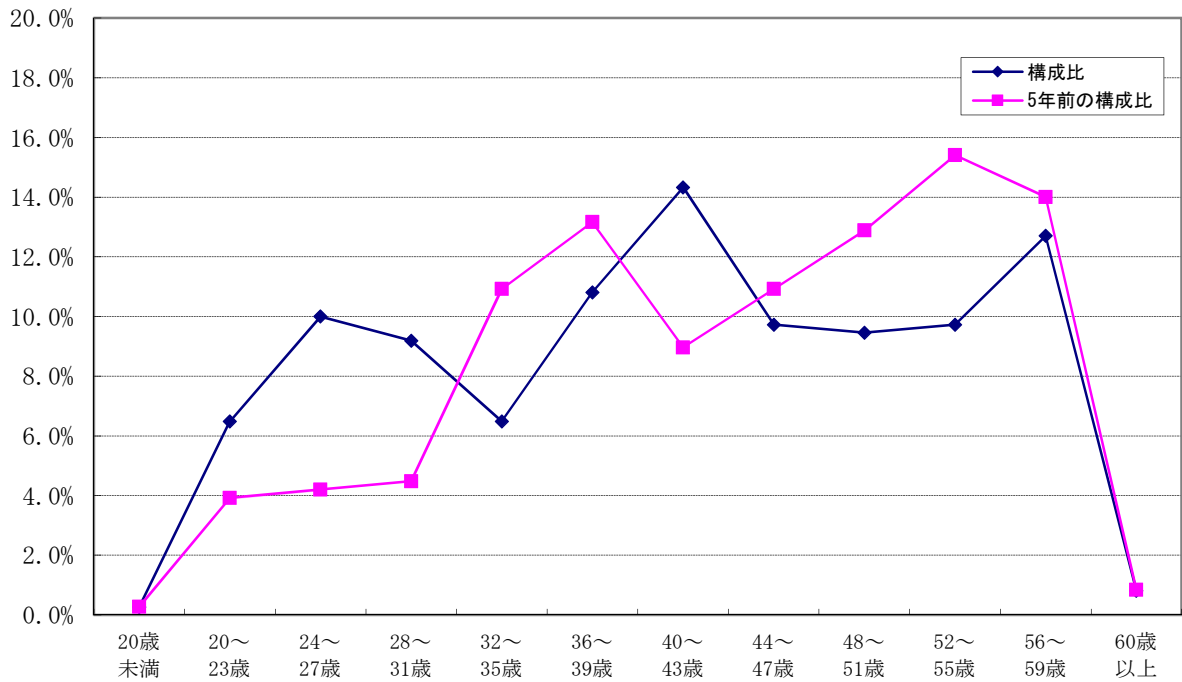
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成 29 年	平成 28 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	41	42	△ 1	業務の兼務化による減
		税 務	16	16	0	
		労 働	1	1	0	
		農 林	15	17	△ 2	事務の統廃合による減
		商 工	6	5	1	課の分割による課長職の増
		土 木	13	12	1	地籍調査業務再開による増
		民 生	19	18	1	業務の一部移管による増
		衛 生	17	16	1	高齢者福祉業務の移管による増
	計	131	130	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.42 人 [参考：類似団体人口1万人当たりの職員数60.42人]	
教 育	45	49	△ 4			
小 計	176	179	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.11 人 [参考：類似団体人口1万人当たりの職員数75.61人]		
公 営 企 業 等 部 門	病 院	162	160	2	介護福祉士の増員による増	
	水 道	7	8	△ 1	エリア拡張事業の完了による減	
	下 水 道	4	4	0		
	そ の 他	21	19	2	介護福祉業務・国保部門業務の移管による増	
小 計	194	191	3			
合 計	370	370	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 153.7 人		
		[431]	[431]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



年度	区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
H29	職員数	1人	24人	37人	34人	24人	40人	53人	36人	35人	36人	47人	3人	370人
	割合	0.3%	6.5%	10.0%	9.2%	6.5%	10.8%	14.3%	9.7%	9.5%	9.7%	12.7%	0.8%	100.0%
H24	職員数	1人	14人	15人	16人	39人	47人	32人	39人	46人	55人	50人	3人	357人
	割合	0.3%	3.9%	4.2%	4.5%	10.9%	13.2%	9.0%	10.9%	12.9%	15.4%	14.0%	0.8%	100.0%

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区分 \ 年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	135	132	134	131	130	131	△4	(△16.7%)
教育	62	63	58	53	49	45	△17	(△6.9%)
消防	0	0	0	0	0	0	0	(△2.4%)
普通会計計	197	195	192	184	179	176	△21	(△9.2%)
公営企業等会計計	160	165	173	183	191	194	34	(△5.7%)
総合計	357	360	365	367	370	370	13	(△7.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める 職員給与費比率
28年度	千円 460,196	千円 55,530	千円 47,295	% 10.3	% 11.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	8人	30,295千円	5,342千円	11,658千円	47,295千円	5,912千円	6,166千円

(注) 1 職員手当には退職手当組合負担金を含みません。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

水道企業職員に係る特殊勤務手当（企業手当、緊急現場作業手当、停水処分手当、危険手当等）の全てについて、平成17年4月より支給凍結しております。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高島町水道事業	41.5歳	315,573 円	492,656 円
団体平均	44.4歳	343,701 円	513,093 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高島町水道事業	団体平均（全国水道事業平均）
1人当たり平均支給額（28年度） 1,457 千円	1人当たり平均支給額（28年度） 1,482 千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.7 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 - 月分 (-) 月分 勤勉手当 - 月分 (-) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

高島町水道事業	団体平均（全国水道事業平均）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年退職 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)) 1人当たり平均支給額 退職者なし 退職者なし	(支給率) 自己都合 勸奨・定年退職 勤続20年 - 月分 - 月分 勤続25年 - 月分 - 月分 勤続35年 - 月分 - 月分 最高限度額 - 月分 - 月分 その他の加算措置 - (退職時特別昇給 -) 1人当たり平均支給額 10,251千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した水道事業に係る職員に支給された平均額です。
なお、前年度（平成28年度）は退職者がおりません。

ウ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）（平成29年4月1日現在）	0 ※		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
※	—	—	—

※ 水道企業職員に係る特殊勤務手当（企業手当、緊急現場作業手当、停水処分手当、危険手当等）の全てについて、平成17年4月1日より支給凍結しております。

オ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	1,122 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	160 千円
支給実績（27年度決算）	7,360 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	1,051 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制限上時間外勤務手当の支給対象とならな職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
扶養手当	一般行政職と同様			528 千円	132,000 円
住居手当				0 千円	0 円
通勤手当				589 千円	73,650 円
管理職手当				576 千円	576,000 円
寒冷地手当				532 千円	66,450 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占め る職員給与費比率
28年度	千円 2,283,242	千円 68,058	千円 1,044,145	% 45.7	% 45.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	159人	588,830千円	229,194千円	226,121千円	1,044,145千円	6,567千円	6,848千円

- (注) 1 職員手当には退職手当組合負担金を含みません。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

- ① 高島病院企業職員に係る特殊勤務手当（防疫手当、分べん手当）について、平成17年4月より支給凍結しております。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
高島病院事業	41.6歳	308,611 円	547,246 円
団 体 平 均	40.4歳	325,098 円	566,499 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高島病院事業		団体平均（全国病院事業平均）	
1人当たり平均支給額（28年度） 1,422 千円		1人当たり平均支給額（28年度） 1,364 千円	
(28年度支給割合)		(28年度支給割合)	
期末手当 2.6月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.7月分 (0.80)月分	期末手当 -月分 (-)月分	勤勉手当 -月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

高島病院事業			団体平均（全国病院事業平均）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年退職	(支給率)	自己都合	勸奨・定年退職
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	-月分	-月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	-月分	-月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	-月分	-月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	-月分	-月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給 定年前早期退職特別措置(2~45%加算))			その他の加算措置 -		
1人当たり平均支給額 772千円 21,033千円			1人当たり平均支給額 4,763千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した病院事業に係る職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）		140,409 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）		1,231,658 円 ※		
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）		71.7 %		
手当の種類（手当数）（平成29年4月1日現在）		4 ※		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
死体処理手当	看護師	死体を処理したとき	500円/1体	
医務手当	医師	医師の業務に従事	1,500千円を超えない範囲/月額	
危険手当	放射線技師・看護師	放射線照射作業 （補助作業を含む）	放射線技師 230円/日額	
			助手 100円/日額	
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師	深夜における看護業務	看護師 1時間以下 100円/日額	
			看護師 1時間超 230円/日額	
	薬剤師、臨床検査技師、放射線技師、看護師		緊急に行う手術、透析、緊急業務、分検、病理解剖に従事（正規の勤務時間外に従事とき）	4時間以上 3,300円/回
				2時間以上4時間未満 2,900円/回
		2時間未満 2,000円/回		
		1時間以上 1,240円/回		
		1時間未満 620円/回		

※ 支給職員一人当たりの支給額が多いのは、医師の手当額が高いためです。

※ なお、支給凍結している特殊勤務手当の記載は省略いたします。

オ 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	26,283 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	189 千円
支給実績（27年度決算）	26,283 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	189 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制限上時間外勤務手当の支給対象とならな職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	一般行政職と同様			12,788 千円	177,611 円
住居手当				8,476 千円	313,926 円
通勤手当				11,362 千円	94,683 円
管理職手当				4,512 千円	644,571 円
寒冷地手当				9,756 千円	61,747 円
宿日直手当	公立病院に勤務する職員で宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員 医師 15,000円/回 その他の職員 9,000円/回	異	国：医師の宿日直 20,000円	9,432 千円	325,241 円